

議案第62号

沼田市電気事業基金条例の一部を改正する条例について

沼田市電気事業基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月30日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市電気事業基金条例の一部を改正する条例

沼田市電気事業基金条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 沼田市が行う電気事業に係る施設の整備及び管理運営並びに再生可能エネルギーの普及促進を図るため、沼田市電気事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。